

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 土地の埋立て等の許可等（第9条—第33条）
- 第3章 雑則（第34条—第41条）
- 第4章 罰則（第42条—第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、市、土地の埋立て等を行う者、土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を定め、もって良好な自然環境及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 事業 土地の埋立て等を行うことをいう。
- (3) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（自ら行う製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除き、一時堆積を含む。）をいう。
- (4) 事業区域 土地の埋立て等に供する土地の区域をいう。
- (5) 一時堆積 他の場所への搬出を目的とする土砂等の一時的な堆積をいう。
- (6) 搬入土量 事業区域に搬入する土砂等の量をいう。
- (7) 事業主 土地の埋立て等の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら土地の埋立て等を行う者をいう。
- (8) 事業施工者 土地の埋立て等の請負人（当該土地の埋立て等の下請負人を含む。）

をいう。

(9) 近隣住民等 事業区域の境界線から水平距離で100メートル以内に存する土地の所有者、占有者及び管理者並びに当該範囲内に居住する者を構成員に含む自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。以下同じ。）の代表者

（市の責務）

第3条 市は、土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

（事業主及び事業施工者の責務）

第4条 事業主及び事業施工者は、土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業主及び事業施工者は、土地の埋立て等に伴い、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（土砂等を発生させる者の責務）

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う事業主及び事業施工者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

（土地所有者の責務）

第6条 事業主に対して土地を提供した土地の所有者は、当該土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、その所有する土地を適正に管理しなければならない。

（安全基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等の禁止）

第7条 何人も、規則で定める安全基準（以下「安全基準」という。）に適合しない土砂等を使用して、土地の埋立て等を行い、又は行わせてはならない。

（財産権の尊重）

第8条 市長は、この条例を適用するに当たっては、事業区域内の土地の所有者、占有者及び管理者並びに事業主の所有権その他の財産権を尊重するよう留意しなければならない。

第2章 土地の埋立て等の許可等

(土地の埋立て等の許可)

第9条 事業主は、土地の埋立て等を行おうとする場合において、当該土地の埋立て等が次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許可を受けなければならない。

(1) 事業区域の面積が500平方メートル以上5,000平方メートル未満となるとき(事業区域の面積が500平方メートル未満であっても、当該事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該土地の埋立て等に着手する日前1年以内に当該事業と同一とみなされる土地の埋立て等(以下この号において「他の土地の埋立て等」という。)を行ったとき、又は現に行っているときは、当該事業区域と既に行った、又は現に行っている他の土地の埋立て等の事業区域の面積とを合算して500平方メートル以上となるものを含む。)

(2) 搬入土量が500立方メートル以上となるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する土地の埋立て等については、前項の許可を受けることを要しない。

(1) 当該事業区域内において採取された土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等

(2) 採石法(昭和25年法律第291号)又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)の認可を受けた土砂等の採取場から採取された土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等

(3) 法令(茨城県の条例を含む。)の規定による許可、認可等を受けて行う土地の埋立て等のうち規則で定めるものであって、市長に届け出たもの

(4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等

(5) 災害復旧のため必要な応急措置として行う土地の埋立て等

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

(事前協議)

第10条 前条第1項の許可を申請しようとする事業主(以下「申請予定者」という。)

は、あらかじめ規則で定める事項を記載した協議書を市長に提出し、当該土地の埋立て等の計画について協議を行わなければならない。

2 市長は、前項の協議を行ったときは、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

3 第1項の規定により協議書の提出を受けた場合において、市長は、規則に定める事項に適合しているか確認し、その結果を確認書により申請予定者に通知するものとする。

(説明会等)

第11条 申請予定者は、近隣住民等その他市長が必要と認める者に対し、土地の埋立て等の計画の内容について説明会を開催しなければならない。ただし、説明会の開催により難しいときは、戸別訪問の方法により説明することができる。

2 前項の規定による説明会等は、第9条第1項の許可の申請をしようとする日の30日前までに行わなければならない。

3 申請予定者は、第1項の規定による説明会等を行ったときは、速やかにその説明会等の内容その他規則で定める事項について市長に報告しなければならない。

(協定)

第12条 申請予定者は、事業区域の周辺地域の良好な自然環境及び生活環境の保全について、市長が必要と認める自治会と協定を締結するよう努めなければならない。

(土地所有者等の同意)

第13条 申請予定者は、あらかじめ事業区域内の土地の所有者、占有者及び管理者に対し、次条第1項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(許可申請の手続)

第14条 第9条第1項の許可を受けようとする事業主は、第10条第3項の規定による確認書の通知を受けた日から起算して1年以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 事業主及び事業施工者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 土地の埋立て等の目的

(3) 事業区域の位置

(4) 事業区域の面積

(5) 土地の埋立て等を行う期間

(6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者

(7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所

(8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量及び土地の埋立て等の高さ

(9) 土地の埋立て等の施工に関する計画

(10) 事業区域の周辺地域の土壌の汚染及び災害の発生防止並びに自然環境及び生活環境の保全に関する計画

(11) 一日の作業時間

(12) 施工管理者の氏名及び職名

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、事業区域の位置を示す図面、事業区域の求積図、土地の登記事項証明書その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(申請の制限)

第15条 第9条第1項の許可を受けようとする事業主は、土地の埋立て等を行う期間について1年を超えて申請をすることができない。

2 当該許可を受けようとする事業主は、第29条第2項、第32条第2項、第33条第3項、第34条第3項若しくは第4項又は第37条の規定による命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第16条 市長は、第14条第1項の規定による申請（一時堆積に係るものを除く。）があった場合において、次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項若しくは農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可を必要とするときは、それぞれの許可を受けていること又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定に基づく届出をしていること。

(2) 第9条第1項の許可の申請があった日から起算して6月以内に土地の埋立て等に着手する計画となっていること。

(3) 事業区域及びその周辺地域に、いっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等が発生しないよう必要な措置を講じる計画となっていること。

(4) 事業区域及びその周辺地域における自然環境を保全するため、必要な措置を講じる計画となっていること。

(5) 事業区域及びその周辺地域における生活環境を保全するため、土地の埋立て等に伴い発生する騒音、振動、粉じん等による環境の悪化の防止について必要な措置を講じる計画となっていること。

(6) 土地の埋立て等に伴う事故の防止について必要な措置を講じる計画となっていること。

(7) 第13条の同意を得ていること。

2 市長は、第14条第1項の規定による申請（一時堆積に係るものに限る。）があった場合において、土地の埋立て等に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置を講じる計画となっているとき、及び前項第1号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3 第1項第3号から第6号までの基準に適合しているか判断するために必要な事項は、規則で定める。

（許可の条件）

第17条 市長は、第9条第1項の許可をするに当たり、この条例の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

2 前項の条件は、第9条第1項の許可を受けようとする事業主に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（許可等の通知）

第18条 市長は、第14条第1項の規定による申請があった場合において、第16条の基準に適合していると認めて許可をするときは許可書を当該申請した事業主に交付し、許可をしないときはその旨及びその理由を当該申請した事業主に通知するものとする。

（名義貸しの禁止）

第19条 第9条第1項の許可、第26条第1項の変更の許可又は第27条第1項の譲受けの許可を受けた者は、自己の名義をもって他人に土地の埋立て等を行わせてはならない。

（土砂等の搬入の届出）

第20条 土地の埋立て等の許可を受けた事業主（以下「許可事業主」という。）は、第9条第1項の許可に係る事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、搬入する土砂等の発生場所ごとに、発生場所を証する書面及び搬入する土砂等が安全基準に適合していることを証する書面を添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が安全基準に適合していることを証する書面の添付は、これを省略することができる。

（1） 当該土砂等が、公共事業により発生した土砂等であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めるとき。

(搬入土量の報告)

第21条 許可事業主は、規則で定めるところにより、定期的に、搬入土量を市長に報告しなければならない。

(土壌検査の報告)

第22条 許可事業主は、規則で定めるところにより、定期的に、事業区域の土壌検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、市長が検査を行う必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(標識の設置等)

第23条 許可事業主は、土地の埋立て等を行っている間、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

2 許可事業主は、事業区域と事業区域以外との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(帳簿への記載)

第24条 許可事業主は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかななければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第25条 許可事業主は、第9条第1項の許可に係る第14条第1項の申請書の写し、前条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の発生防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(変更の許可又は届出)

第26条 許可事業主は、第14条第1項第2号、第5号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合において、第10条第1項及び第11条から第13条までに定める手続を行わなければならない。

2 前項の変更の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 許可事業主は、第14条第1項第3号又は第4号に掲げる事項については変更することができない。ただし、許可事業主又は事業施工者の責めに帰すべき事由がない場合における同項第4号に掲げる事項の変更については、この限りでない。

4 許可事業主は、第14条第1項第1号、第4号又は第9号から第12号までに掲げる事項を変更したときは、その変更の日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければ

ばならない。

5 第1項の規定により第14条第1項第5号に掲げる事項の変更の許可を受けようとする者は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等の期間が満了する日から起算して6月を超えて申請をすることができない。

6 第10条第2項及び第3項、第17条並びに第18条の規定は、第1項の変更の許可について準用する。

7 第4項の規定による届出を行った者は、当該変更の内容を、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

(譲受け)

第27条 許可事業主から第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等の権原を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の譲受けの許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、第1項の譲受けの許可について、第16条の規定は、同項の譲受けの許可の基準について準用する。

4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、前項の規定により準用する第16条の基準に適合していると認めて第1項の譲受けの許可をするときは許可書を当該申請をした者に交付し、同項の譲受けの許可をしないときはその旨及びその理由を当該申請をした者に通知するものとする。

5 第1項の譲受けの許可を受けて土地の埋立て等の権原を譲り受けた者は、当該土地の埋立て等に係る譲受け前の許可事業主のこの条例の規定に基づく地位を承継するものとする。

(相続等)

第28条 許可事業主について相続、合併又は分割(第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等の権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る土地の埋立て等の権原を承継した法人は、当該許可事業主のこの条例の規定に基づく地位を承継するものとする。

2 前項の規定により許可事業主の地位を承継した者は、その権原を取得した日から起算して15日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るととも

に、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第29条 市長は、許可事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、第9条第1項の許可、第26条第1項の変更の許可又は第27条第1項の譲受けの許可を受けたとき。

(2) 土地の埋立て等の許可を受けた日から起算して6月を経過した日までに当該土地の埋立て等に着手していないとき。

(3) 土地の埋立て等の許可に係る土地の埋立て等に着手した日後6月以上当該土地の埋立て等を行っていないとき。

(4) 第17条第1項(第26条第6項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。

(5) 第26条第1項又は第27条第1項の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可の取消しに係る土地の埋立て等について、いっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生防止又は土壌の汚染防止のための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該許可の取消しを受けた者に対し、期限を定めて、土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(着手の届出)

第30条 許可事業主は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(定期報告)

第31条 許可事業主は、規則で定めるところにより、定期的に、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等の施工状況について市長に報告しなければならない。

(廃止の届出等)

第32条 許可事業主は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等を廃止したときは、廃止した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該許可に係る土地の埋立て等について、いっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生防止又は土

壤の汚染防止のための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(完了の届出等)

第33条 許可事業主は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該土地の埋立て等が許可の内容に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

3 市長は、前項の規定による検査の結果、いっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生防止又は土壤の汚染防止のための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第3章 雑則

(監督処分)

第34条 市長は、許可事業主が行った土地の埋立て等が第9条第1項の許可の内容に適合していないと認めるときは、許可事業主又は事業施工者に対して、当該土地の埋立て等の全部若しくは一部を停止し、又は期限を定めて、当該許可の内容に適合させるために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可事業主又は事業施工者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告に従わない許可事業主又は事業施工者に対して、当該許可を取り消し、又は当該土地の埋立て等の全部若しくは一部の停止を命じ、期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難であるときは、期限を定めて、これに代わるべき必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

4 市長は、第2項の規定による勧告に従わない許可事業主又は事業施工者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(報告の徴収)

第35条 市長は、許可事業主若しくは事業施工者又は第13条の同意をした土地の所有者に対し、土地の埋立て等に関し必要と認める事項について報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告を求める権限は、この条例の施行に必要な限度において行使するものとする。

(立入検査)

第36条 市長は、その職員に、事業区域、現場事務所その他土地の埋立て等に係る業務を行う場所に立ち入り、当該区域又は土地の埋立て等の施工その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査の権限は、この条例の施行に必要な限度において行使するものとする。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(命令)

第37条 市長は、第9条第1項の許可又は第26条第1項の変更の許可を受けずに土地の埋立て等を開始した事業主又は事業施工者に対し、当該行為の停止を命じ、又は期限を定めて、土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(土地所有者の義務)

第38条 第13条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土地の埋立て等によるいっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生防止又は土壌の汚染防止のため、当該土地の埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該土地の埋立て等の施工状況を把握しなければならない。

2 第13条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土地の埋立て等によりいっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害が発生し、若しくは土壌の汚染が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し当該土地の埋立て等を停止し、安全のための必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その旨を市長その他関係機関に通報しなければならない。

(土地所有者に対する措置命令等)

第39条 市長は、許可事業主が行った土地の埋立て等において、安全基準に適合しない

土砂等が使用されていることを確認したときは、第13条の同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第13条の同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告に従わない土地の所有者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

4 市長は、第2項の規定による勧告に従わない土地の所有者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（公表）

第40条 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

（1） 第9条第1項の許可、第26条第1項の変更の許可又は第27条第1項の譲受けの許可を受けずに土地の埋立て等を開始した者

（2） 第29条第2項、第32条第2項、第33条第3項、第34条第3項若しくは第4項又は前条第3項若しくは第4項の規定による命令に従わない者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその理由を当該公表される者に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

（罰則）

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰

金に処する。

- (1) 第9条第1項の許可，第26条第1項の変更の許可，又は第27条第1項の譲受けの許可を受けずに土地の埋立て等を開始した者
- (2) 第19条の規定に違反し，土地の埋立て等を開始した者
- (3) 第37条の規定による命令に違反した者

第43条 第29条第2項，第32条第2項，第33条第3項又は第34条第3項若しくは第4項の規定による命令に違反した者は，1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は，50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条，第22条，第31条又は第35条第1項の規定による報告をせず，又は虚偽の報告をした者
- (2) 第23条第1項の規定に違反して標識を設置しなかった者
- (3) 第36条第1項の規定による立入検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は質問に対して答弁をせず，若しくは虚偽の答弁をした者

第45条 第20条，第26条第4項，第28条第2項，第30条，第32条第1項又は第33条第1項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者は，30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，第42条から前条までの違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成24年11月1日から施行する。

(つくばみらい市環境保全条例の一部改正)

2 つくばみらい市環境保全条例（平成18年つくばみらい市条例第152号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 土砂等による土地の埋立て等の規制（第13条—第26条）」を「第1節 削除」に改める。

第2章第1節を次のように改める。

第1節 削除

第13条から第26条まで 削除

第120条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第121条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とする。

第122条中「、第23条、第24条、第25条第2項」を削る。

第123条中「、第25条第2項」及び「第23条若しくは」を削る。

第125条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第35条又は第36条の規定による命令に違反した者」に改め、同条各号を削る。

第126条第1号を削り、同条第2号中「第25条第1項又は」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「第4項」を「第3項」に改め、同号を同条第3号とする。

第127条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(つくばみらい市環境保全条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前のつくばみらい市環境保全条例（以下「改正前の条例」という。）第16条第1項の許可を受けている者は、第9条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して1月間は、なお従前の例により事業を施工することができる。その者が当該期間内に同項の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第21条、第23条、第24条第2項又は第25条第2項の規定により発せられている命令は、なお効力を有する。

5 この条例の施行前にした行為、附則第3項の規定により従前の例により施工することができることとされる事業に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

6 事前協議その他許可の申請の手続に関し必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。